

平成28年11月

保護者の皆様へ

貝塚市立北小学校  
校長 山本 有美子

感染症罹患後の登校における「登校許可意見書（改訂版）」について（お願い）

晩秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、感染症の流行期を迎えるにあたり、感染症罹患後の登校についてをお願いをいたします。感染症罹患後の登校につきましては、お子様の健康の回復を図るとともに、感染の拡大防止の観点から医師の「登校許可意見書」をご提出いただくことが必要です。このたび登校許可意見書が改定されましたので、新しい様式を配布いたします。なお、登校許可意見書が必要になる感染症につきましては、裏面に掲載しています。

保護者の皆様には、これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※下記の登校許可意見書を切り取ってお使い下さい。また北小学校ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

..... き り と り .....

### 登 校 ・ 園 許 可 意 見 書

貝塚市立

学校

園

年

組

氏名

疾病名

診断により、感染のおそれがきわめて少なくなったので、

月 日以降の登校園が可能である。

平成 年 月 日

病 院

診療所

印

## 出席停止の感染症と停止期間基準について

〈保存版〉

学校では感染症を予防するため、感染した児童に対して出席停止の措置を行います。これは、学校保健安全法第19条に基づき、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためです。

なお、出席停止の対象になる感染症は下記の通りです。

	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱 ・クリミアコンゴ熱</li> <li>・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト</li> <li>・マールブルグ病 ・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎（ポリオ） ・ジフテリア</li> <li>・重症性急性呼吸器症候群</li> <li>・鳥インフルエンザ（H5N1）</li> </ul>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ ・細菌性赤痢</li> <li>・腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・パラチフス ・腸チフス</li> <li>・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎</li> </ul>	症状により、学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶連菌感染症 ・感染性胃腸炎</li> <li>・ヘルパンギーナ ・ウイルス性肝炎</li> <li>・伝染性紅斑（りんご病） ・手足口病</li> <li>・マイコプラズマ肺炎 他</li> </ul>	（必要があれば出席停止にしようとする感染症ですべて一律に出席停止になるわけではありません。主治医の診断や学校・地域での流行状況などにより出席停止の措置を取る場合があります）

\*出席停止になった場合は、欠席扱いにはなりませんので、家庭でゆっくり休養させてください。